

渋谷区公式Instagram運用要領

平成30年5月31日 副区長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、渋谷区(以下「区」という。)が開設する Instagram(以下「Instagram」という。)を、区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Instagram ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)と呼ばれるインターネット上のコミュニティサイトで、スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真及び短時間動画を共有する手段をいう。
- (2) 公式Instagram 区が設置・運用するInstagramをいう。
- (3) アカウント Instagramを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者 公式Instagramの利用者をいう。
- (5) コメント Instagramに意見等を投稿することをいう。
- (6) いいね! Instagramの投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示すことをいう。

(運用主体)

第3条 公式Instagramの運用主体は区とし、アカウントの管理及び投稿は経営企画部広報コミュニケーション課が行う。

2 アカウント名は city_shibuya_official とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体としてアカウント名を区ホームページに明示する。

2 区は、アカウントの運営主体について、公式Instagramのプロフィール欄に明示する。

(情報発信)

第5条 公式Instagramを運営するに当たり、情報の作成、更新及び発信は、原則として経営企画部広報コミュニケーション課が行う。

2 区は、情報発信に当たり、次のことを十分に留意する。

- (1) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等を侵害することがないようにすること。
- (2) 発信する情報は、正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないようにすること。

(いいね!及びコメントの制限)

第6条 区は、公式Instagramによる発信のみを行い、原則として他のユーザーの投稿に対するいいね!及びコメントは行わない。

2 区は、公式Instagramの投稿に対する利用者からのコメントに個別の返信コメントは行わない。

(コメント等の削除)

第7条 区は、公式インスタグラムの投稿に対する利用者による次に掲げる内容のコメント及びリンクを禁止し、予告なく削除することができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) 区又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む。）
- (10) 本人の承諾なく個人情報特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切であると判断したもの

(著作権)

第8条 公式インスタグラムに掲載されている画像、動画等の個々の情報に関する諸権利は、区又は現著作者に帰属する。

(その他)

第9条 この要領の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、情報戦略担当部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30年6月1日から施行する。